

議案第15号

みよし市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、福谷広久伝地区計画の区域内における建築物の用途の制限等を定めるため必要があるからである。

みよし市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

みよし市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

福谷広久伝地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された豊田都市計画福谷広久伝地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	---

別表第2に次の1項を加える。

福谷 広久 伝地 区整 備計 画区 域		次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設 (3) 公衆浴場 (4) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。） (5) 自動車教習所 (6) 工場（政令第130条の6で定めるものを除く。）			160			
---------------------------------------	--	--	--	--	-----	--	--	--

附 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく豊田都市計画福谷広久伝地区計画の決定の告示の日から施行する。

みよし市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案							現行										
(適用区域)																	
第2条 この条例は、別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。																	
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）										
名称		区域					名称		区域								
みなよし台地区整備計画区域の項から福田池下地区整備計画区域の項まで		略					同左										
<u>福谷広久伝地区整備計画区域</u>		<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された豊田都市計画福谷広久伝地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>															
(建築物の用途の制限)																	
第3条 地区整備計画区域においては、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区（地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表（イ）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。																	
(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度)																	
第4条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（ウ）欄に掲げる数値以下でなければならない。																	
2 略																	
(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)																	
第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（エ）欄に掲げる数値を超えてはならない。																	
2 前項の規定にかかわらず、法第53条第3項第2号の規定による敷地については、別表第2（エ）欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。																	
(建築物の敷地面積の最低限度)																	
第6条 建築物の敷地面積は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（オ）欄に掲げる数値以上でなければならない。																	
2 略																	
(壁面の位置の制限)																	
第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（カ）の距離の欄に掲げる数値以上でなければならない。																	
2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）がそれぞれ別表第2（カ）の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合においては、当該建築物等の外壁等の面には、適用しない。																	
(建築物の高さの最高限度)																	
第8条 建築物の高さは、それぞれ別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、同表（キ）欄に掲げる数値を超えてはならない。																	
2 略																	
別表第2（第3条—第8条関係）							別表第2（第3条—第8条関係）										
名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		(キ)	名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		(キ)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	建築物の敷地面積の最低限度 (m)	建築物の敷地面積の最低限度 (m)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度 (m)	計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	建築物の敷地面積の最低限度 (m)	建築物の敷地面積の最低限度 (m)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度 (m)
						距離 (m)	適用除外の建築物等								距離 (m)	適用除外の建築物等	

みよし市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案							現行							
			する割合 (%)	する割合 (%)	2)				する割合 (%)	する割合 (%)	2)			
みなよし台地区整備計画区域の項から福田池下地区整備計画区域の項まで 略							同左							
福谷広久伝地区整備計画区域		次に掲げる建築物 (1) <u>ホテル又は旅館</u> (2) <u>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2で定める運動施設</u> (3) <u>公衆浴場</u> (4) <u>畜舎(床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。)</u> (5) <u>自動車教習所</u> (6) <u>工場(政令第130条の6で定めるものを除く。)</u>			160									